

令和2年6月18日

公益財団法人 福岡県農業振興推進機構
理事長 渡邊 大起 様

福岡県農地中間管理事業評価委員会
委員長 磯田 宏

令和元年度農地中間管理事業に係る評価意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づき、評価委員会として下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 評価の期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日
- 2 評価委員名 磯田 宏、花田一美、白石哲也
- 3 評価意見書 別紙のとおり

以上

令和元年度農地中間管理事業に係る評価意見書

1. 事業の実施状況について

令和元年度の貸付実績は225haと昨年度に引き続き、目標1,500haを大きく下回った(達成率15.0%)。

これは、①人・農地プランの実質化が始まったばかりであること、②機構集積協力金が改善されたが、そのメリットを享受できる地域に限られること、③条件の良い農地が先行して集積された結果、受け手が借りにくくなっていること、④これまで集落営農組織の法人化に伴って貸付実績が伸長した背景があり、大型の集落営農組織の法人化がほぼ終息したことなどが要因と思われる。

一方、貸付実績に合わせて担い手への農地集積面積も増加(県集積率54%)していることから、県の農業振興に対しては、一定程度貢献していると思われる。

しかしながら、令和元年度までの累積目標9,000haに対し、貸付実績累計は5,856ha(達成率65.1%)に止まっていることから、今後は、これまで以上に農地バンク機能を発揮し、事業推進することが求められる。

については、集落営農法人に対する推進に加え、「令和2年度農地中間管理事業の取組について」にも掲げている各市町村における重点地区、基盤整備地区を対象とし、更なる推進を図るとともに、集積の進んでいない地域・市町村に対する働きかけを強化する必要がある。

2. 事業の推進体制について

各農林事務所に配置した地域推進員や本部職員が、積極的に地域に足を運び、集落営農組織の法人化、簡易な基盤整備に関する話し合い等に出席するなど、地道な活動が行われていることは評価できる。

また、朝倉市災害復旧対応では、農家説明等関係機関と連携し重点的に支援しているが、復旧農地と担い手とのマッチングに難航が予想されるため、更なる体制強化が必要である。なお、契約事務、賃料の徴収、支払事務など円滑に処理できるよう、引き続き手続きの簡素化が求められる。

3. 関係機関等との連携について

農地集積面積の拡大を図っていくためには、県・市町村・農業委員会・JA等の関係機関、団体と連携が不可欠であり、農業委員・農地利用最適化推進委員に対する研修会を11市町村で開催した。更に5市町において、担い手への農地集積を目的に借受農地管理等事業活用による遊休農地の解消に取り組んだ。また、全JAに事業推進を図り、常務会等で情報提供を行い連携に取り組んでいる。

今後は、人・農地プランの実質化に向け、機構法改正で位置づけられた農業委員・農地

利用最適化推進委員との連携を更に強化し、農地利用の最適化に効率的に取り組む必要がある。

また、農地中間管理事業の目標を達成するためには、農地の出し手、借り手農家の要望に応じた個別の具体的な対応策を講じ、関係機関との連携をさらに強化する必要がある。

4. 農地の出し手の掘り起こしについて

新聞への広告掲載に加え、記事の素材となる情報を提供するなど、機構事業のPRなどにより出し手の掘り起こしを実施している。

引き続きパンフレットやホームページ及びメディアを活用し周知を図るとともに、人・農地プランの実質化に向けた話合いを活用し、制度に対する理解を得ることが必要である。

5. 農地の受け手の掘り起こしについて

担い手農業者との意見交換会を開催し、事業の周知や意見、要望を聴取するとともに、農地の集約については、2市において法人間のシャッフルを実施している。

なお、担い手への農地集積を促進するため、県が予算化した新規事業を活用するとともに、担い手との意見交換会を活発に開催し、更なる制度の周知を図る必要がある。

また、集落営農法人の中には、役員の高齢化等により経営継続が困難となりつつある法人も見られることから、担い手への集積が後退しないよう、持続性のある法人経営の確立に向け、引き続き関係機関と連携し、普及指導センター、JA等による運営支援を働きかける必要がある。

個別大規模農家に対しては、農地集積だけでなく集約が経営効率化に繋がることから、そうした集約のニーズを人・農地プランの圃場図の活用や担い手組織との情報交換等を通じて掘り起こしていくこと、及びそれに必要な支援策の検討も必要である。そして、個別の取り組みを進め、優良事例として、他地域への普及を図る必要がある。

6. 総括

昨年度からの貸付実績の大きな落ち込みから反転、新たな局面への打開を図るため地帯毎の方向性を以下に示す。

(1) 水田地帯（地域の担い手の賦存状況に応じ区分）

① 農地集積を集落営農組織が牽引している地域

ア 集落営農組織が法人化を達成している地域

農地集積において中間管理事業の利用も進んだので、更なる活用を推進するとともに今後は農地の集約が必要。更に、持続性のある法人経営の確立に向け、関係機関と連携し、普及指導センター、JA等による運営支援を働きかける必要がある。

イ 法人化を達成できていない地域

利用が低位にとどまっており、まずは法人化をいかに進めるかが重要課題であり、県が予算化した新規事業の活用が求められる。

② 個別大規模農家が牽引している地域

個別大規模農家において農地の集約並びに一体化（畦抜き・均平化等の簡易な耕作条件改善を含む）のニーズは確実に存在するものの、実質的に地権者の同意が必要になることや協力金の誘導力が弱いことなどから、農地中間管理事業の利用は低位にとどまっている。

したがって人・農地プランの圃場図の活用などを通じて地域の大規模農家同士の同意や地権者の実質的同意を得る具体的な推進方策と、県が予算化した新規事業の活用が求められる。

③ 牽引する経営体がいまだに存在していない地域

農地中間管理事業で集積対象となる担い手の育成が急務であるから、文字どおり人・農地プランの早急な「実質化」が最も求められる。

担い手は、農地の集約だけではなく、基盤整備による農地の質的な改良により生産性や収益性が向上することを期待しているので、関係機関と連携し、基盤整備に関する対応を適切に行う必要がある。

(2) 水田地帯以外、特に樹園地地帯

機構集積協力金や各種事業を活用し、農地中間管理事業を介した担い手への園地集積に結びつけるための推進方策や支援が求められる。

以上の担い手賦存状況に対応した、農地中間管理事業の活用とそれを通じた担い手の育成強化の方向性を、県の「農地中間管理事業の推進方針」を踏まえながら、県、中間管理機構、並びに農業委員会、土地改良団体、J A等が一体的に推進していく必要がある。

なお、担い手への集約が進んでいない地域では、人・農地プランの実質化のために、中間管理機構は、県農林事務所・普及指導センター、J A等の関係機関、団体と密接に連携して市町村への特段の支援を図るとともに、市町村の状況に応じ、地域内での担い手確保を基本とし、近隣市町村の担い手を含めて担い手が農地を借りやすい仕組みづくりを検討する必要がある。